

災害復旧事業の施工に関する特例について

平成29年7月、8月に発生した集中豪雨による災害復旧事業の施工に関する特例を以下のとおり定めますので、適宜運用をお願いいたします。

1. 建設工事下請負の適正化に関する要綱等の特例

1) 下請契約の事前協議の緩和

建設工事下請負の適正化に関する要綱第5条(下請契約の事前協議)第1項事前協議に該当する「以下の要件」のうち(2)から(5)に関しては、災害復旧事業の発注件数の増加に伴い適用しないものとし、事前協議不要とする。

2) 下請契約の技術者要件の緩和

建設工事下請負の適正化に関する要綱第6条(事前協議の確認)第1項(1)①監理技術者資格者証の交付を受けている者を専任配置することについて、災害復旧事業による技術者不足に伴い適用しないものとし、配置不要とする。

以下の要件	事前協議	専任配置
(1)一の下請負人の請負金額が元請契約額の過半を占める工事、又は一の下請負人が主たる部分を請け負う工事	要	不要
(2)請け負った建設工事に係る入札に参加した者(共同企業体として参加した者を含む。)が下請負人となる工事	不要	
(3)同一工種の同一若しくは上位格付の者が下請負人となる工事		
(4)工事を分離又は分割して発注した場合で、工期が重複又は連続している2以上の工事において、同一の者が下請負人となる工事		
(5)市外に主たる営業所を有する者が下請負人となる工事	要	
(6)第3条第4項第1号に規定する者が下請負人となる工事のうち、政令第1条の2に該当し、かつ一の下請負人の請負金額が130万円を超える工事		
(7)低入札価格調査を経て契約した工事うち、一の下請負人の請け負い金額の合計が100万円を超える工事		

2. 秋田県土木工事共通仕様書の運用に関する特例

災害復旧事業の発注件数の増加に伴い、配置技術者の負担軽減のため現場立会い及び提出書類の緩和を以下のとおり行う。

1) 施工計画書の記載内容一部省略について

[1-1-1-4施工計画書_1.一般事項]の「記載しなければならない以下の事項」について、同[4.記載内容の一部省略]における工事請負額10,000千円未満の工事の「省略できない項目」は以下のとおりとし、それ以外のは監督職員の承諾により記載不要とする。

省略できない項目	(3)現場組織表
	(7)施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
	(9)安全管理
	(10)緊急時の体制及び対応

2) 使用資材の提出に関する一部省略について

工事請負額10,000千円未満の工事においては、使用する資材の品質を証明する資料または見本等について、監督職員から特記仕様書等により指示があったもの以外は提出不要とする。指示のあったものについても、JIS規格品においてはJISマーク表示状態の確認に替えることができる。

以下の材料は、全ての発注工事について担当課で直接取り寄せるため提出不要とする。

- ・砕石 M-40、RC-80、RC-40
- ・アスファルト合材 再生As②(13)、再生As②(20)、再生As⑦(13F)、
再生瀝青安定処理路盤材
- ・生コンクリート 全般

3) 段階確認に関する緩和措置について

大型ロット化による発注工事にあつては、複数現場による同時施工が予測されることから、作業の遅延防止のため机上確認を積極的に行うものとする。

工事請負額10,000千円未満の工事においては、共通仕様書の段階確認一覧表より特記仕様書等による指示のあったもの以外は不要とする。

【施行】

平成30年1月24日以降の公告から適用する。

なお、それ以前の公告案件であっても、災害復旧事業に関するものは監督員と協議の上、承諾を得られれば適用できるものとする。